

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月15日

条例第31号

改正 平成30年3月16日条例第4号

平成30年6月14日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第
9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定
個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定
めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号
利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情
報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な
取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図り
ながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するもの
とする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機
関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の第1欄に掲げる機関が行
う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理す
るために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該
機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、

情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

附 則（平成30年3月16日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月14日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、平成29年5月30日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 町長	多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例（昭和 49 年多度津町条例第 1 号）による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和 51 年多度津町条例第 5 号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和 47 年多度津町条例第 20 号）による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	多度津町営住宅条例（平成 9 年多度津町条例第 20 号）による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務
6 教育委員会	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療費給付

		関係情報」という。) であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福 祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害 者に関する情報（以下「障害者関係情報」とい う。） であって規則で定めるもの
2 町長	多度津町ひとり 親家庭等医療費 助成に関する条 例によるひとり 親家庭等医療費 の助成に関する 事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療費給付関係情報であって規則で定めるもの 母子保健法（昭和40年法律第141号）による 乳幼児の医療に関する情報であって規則に定める もの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に よる児童扶養手当の支給に関する情報であって規 則で定めるもの
3 町長	多度津町乳幼児 等医療費の助成 に関する条例に よる乳幼児等医 療費の助成に関 する事務であっ て規則で定める もの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療費給付関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	多度津町営住宅 条例による町営 住宅の管理に関 する事務であっ て規則で定める もの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律（平成6年法律第30号）による

		中国残留邦人等関係情報であって規則に定めるもの
5 町長	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報
6 教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 町長	法別表第2の第2欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報
2 教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	町長	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報